

特別免許状検定の取扱について

令和4年4月1日
奈良県教育委員会事務局教職員課

特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人を学校現場に登用し、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与することができる免許状である。

特別免許状の授与に当たっては、次に掲げる1(1)～(4)のすべての確認事項について基準を満たし、教職員検定に合格した者に免許状を授与することとし、その取扱を次のとおりとする。

また、その申請に当たっては、制度の趣旨等を十分踏まえた上で、任命または雇用しようとする者が下記に従い手続きを行うこと。

1 申請資格

(1) 教育職員免許法（以下「免許法」という。）第5条第1項各号に該当していないこと。

(2) 「担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者」（免許法第5条第4項第1号）で、以下ア～イいずれかの実務経験等を有すること。

ア) 教職経験

学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は、在外教育施設等における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上（授業時間を含む勤務時間）。

イ) 社会人経験

教科に関する専門分野に関する勤務経験等が概ね3年以上、又は相当する期間の職業経験。

ウ) 上記ア、イ以外で県教育委員会が認めるもの。

但し、日本国籍を有していない場合、在留資格を有していること。

(3) 「社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者」（免許法第5条第4項第2号）であること。

(4) 「教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める」（免許法第5条第4項）こと。

2 審査方法

予備審査により教職員検定の合格基準を満たしていると判断した者には、模擬授業及び面接を行い、特別免許状意見聴取委員会の意見を聴いた上で教職員検定における合否を決定するものとする。

但し、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者で、推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者については、模擬授業及び面接を書面（特別免許状推薦書2（別記様式1の2）または在職証明書）による確認に替えてこれを検定することとする。

4 申請の手続き

- | | | | |
|------------------|---------|---|-------------------|
| (1) 事前相談 | : 10月1日 | ～ | 10月31日 |
| (2) 予備審査書類提出 | : 11月1日 | ～ | <u>11月30日【必着】</u> |
| (3) 予備審査結果通知 | : 12月中旬 | | |
| (4) 検定願提出 | : 1月21日 | | <u>【必着】</u> |
| (5) 面接、模擬授業 | : 2月中旬 | | |
| (6) 意見聴取委員会による審査 | : 2月下旬 | | |
| (7) 合格者への免許状授与 | : 3月31日 | | |

5 審査に必要な書類

(1) 教育職員免許状検定願（第5号様式）

※(2) 履歴書（第2号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・項目1(2)に該当

(3) 宣誓書（第3号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・項目1(1)に該当

- ※(4) 特別免許状推薦書 (別記様式1) 1通 項目1(4)に該当
- ※(5) 特別免許状推薦書 (別記様式1の2) 又は在職証明書(任意の様式)
 項目1(2)ア・イに該当
- ※(6) 自己推薦文(任意の様式) 項目1(3)に該当
- (7) 人物に関する証明書(第7号様式) 項目1(3)に該当
- (8) 身体に関する証明書(第8号様式) 項目1(3)に該当
- (9) 成績証明書・卒業証明書 項目1(2)に該当
- ※(10) 資格証・免許状等 項目1(2)ウに該当
- (11) 模擬授業・面接評価票 項目1(3)に該当 **【授与権者】**

上記申請書類のうち、※印については予備審査時に提出すること。